

赤穂市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

赤穂市教育委員会

赤穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

I 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

赤穂市教育振興基本計画が掲げる基本理念「“あすの赤穂”をになうこころ豊かで自立する人づくり」の実現には、教育の担い手である教育職員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮できる環境の整備が不可欠である。

そのため本市では、業務量の削減や効率化、健康保持増進の取組を通じ、複雑化・困難化する教育課題に的確に対応できる質の高い教育体制を構築する。その取組に実効性を持たせるため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定し、教育職員が情熱と誇りを持って子どもたちと向き合える「働きがいのある学校づくり」を推進する。

(2) 赤穂市の現状

兵庫県では、教育職員の勤務時間の適正化を目指し、これまで「教職員の勤務時間適正化推進プラン」をはじめとした計画の策定や、実効性が上がる業務見直しの先進事例集を発信するなど、各学校・地域の実態に応じた取組を進めてきた。

令和2年4月には、業務量の適切な管理に関する規則および方針を策定し、これらに基づき、教育職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を進めている。

また、令和5年度には、業務の削減・効率化のための「学校業務改善に関するガイドライン」を策定、令和6年度に全県共通目標及び全県共通取組を設定した。

さらに、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって取組を推進している。

以上の取組等を受け、本市では校務支援システムの更新や欠席連絡・学校配信文書のデジタル化といったICTによる物的支援に加え、スクールサポートスタッフや不登校児童生徒支援員、スクールソーシャルワーカー等の専門人材の活用を推進している。さらに、学校行事や会議の精査・改善を図る中で、教育職員自らがワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の改革を進めているところである。

こうした取組の結果、赤穂市立学校における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度 教育職員※1時間外在校等時間の状況】

1箇月時間外在校等時間	教育職員数※2	割合※3
80時間超	45人	15.8%
45時間超	125人	43.9%

※1 教育職員-校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・講師をいう（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項）

※2 令和7年度において1月でも月80時間または45時間を超えたことがあるの教育職員の実人数

※3 赤穂市立小中学校教育職員285人に占める割合

2 計画期間

令和8年度から令和11年度（4年間）とする。

政府の目標『令和11年度までに月平均30時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

教育職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まず時間外在校等時間が月80時間超の教育職員数をゼロにすることを目指す。また、全ての教育職員の時間外在校等時間が月45時間以内となること、さらに政府の目標である、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に、1年間時間外在校等時間を360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教育職員の割合：100%
- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合：100%
- ・1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度
- ・1年間時間外在校等時間：360時間以下

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員が心身ともに健康で専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。また、すべての教育職員が年次休暇を計画的に年間10日以上取得する。

4 実施する業務量管理・健康確保措置

（1）業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

①教育職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、市内統一の学校閉庁日の設定継続
- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を継続実施

イ「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・定時退勤日：全教育職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施
- ・ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）する日を週2日以上実施（令和8年度まで）

ウ「業務改善推進委員会」の設置

- ・全小中学校に業務改善推進委員会を設置し、現状の把握と取組について定期的に協議を開催

②業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し※4

イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守（令和8年度まで）

- ・「ノー部活デー」の実施【再掲】
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度

※4 5ページ以降に本市における「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組を記載

③ICT活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化

イ ICT活用のための校内研修の開催

ウ 欠席連絡アプリやアンケート・配布物のデジタル化、デジタル採点システム等の、ICTの積極的な活用

- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備

④「チーム学校」としての業務改善

ア 「業務改善推進委員会」の設置（再掲）

イ 外部人材の配置と積極的な活用

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールサポートスタッフ
- ・特別支援教育指導補助員
- ・不登校児童生徒支援員
- ・ICT支援員

- ・国際理解サポーター
- ・スクールガードリーダー
- ・自然学校指導補助員
- ・部活動指導員（令和８年度まで）

⑤制度・仕組みの見直し

ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施

- ・各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施

イ チーム担任制や交換授業の実施等の指導体制の工夫

ウ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し

- ・好事例集（「教職員の勤務時間適正化先進事例集～GPH200～」等）の取組を参考に指導体制を推進

エ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し

- ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施

オ 中学校部活動の地域展開推進

⑥執務環境の整備

ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」

- ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進

イ ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ハラスメント防止指針の周知・徹底
- ・管理職・一般職員研修の充実
- ・相談窓口の活用周知

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

①学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・地域人材（スクールガードリーダー等）の活用促進
- ・地域の方々による、登下校「ながら見守り」の周知

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・各中学校区における赤穂市育成推進委員協議会の活動
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有

ウ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進により、関係者間の連絡調整を実施

エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校問題サポートチーム（播磨西教育事務所）への支援依頼
- ・弁護士法律相談事業（播磨西教育事務所）の活用
- ・赤穂市顧問弁護士への相談活用

②教師以外が積極的に参加すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・市教育委員会から学校等を対象に実施する調査内容の見直しや、調査数等について把握・精選を継続実施し、数量を縮減
- ・校務DXの活用定着により、照会業務の効率化を推進

イ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・広報資料・ウェブサイトの作成・管理業務を担うための研修実施
- ・ICT支援員によるウェブサイト作成・管理の支援

ウ 校舎の開錠・施錠

- ・スクールサポートスタッフ等の外部人材の積極的な活用

エ 部活動

- ・部活動指導員の配置【再掲】
- ・令和8年度夏以降の中学校部活動地域展開による、認定地域クラブ活動団体における活動
- ・認定地域クラブ活動団体において指導する教師への兼職兼業制度活用促進

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 給食の時間における対応

- ・栄養教諭による定期的な学校訪問と喫食指導

- ・食缶の運搬や配膳の補助作業等において、スクールサポートスタッフ等の外部人材を積極的に活用

イ 授業準備

- ・教材作成や配布物印刷等の準備作業において、スクールサポートスタッフ等の外部人材を積極的に活用
- ・ICT支援員による研修、助言を活かしたデジタル教材の作成

ウ 学習評価や成績処理

- ・評価資料集計やデータ入力等の作業において、スクールサポートスタッフ、ICT支援員等の外部人材を積極的に活用

エ 学校行事の準備・運営

- ・会場設営や環境整備、作成物の掲示等について、スクールサポートスタッフ、ICT支援員等の外部人材を積極的に活用
- ・小学校における自然学校指導補助員等の活用

オ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・特別支援教育指導補助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の人材を活用した協働の促進
- ・各学校に「心の教室（校内サポートルーム）」を設置
- ・赤穂市青少年育成センター内に相談員を配置し、不登校児童生徒が校外でも通える「ふれあい教室」を設置
- ・毎月「ふれあい親の会」を開催し、悩みを持つ家庭の相談会・学習会を開催
- ・保護者・児童生徒からの電話相談・面接相談及び早期解決への協力支援に向けて複数のカウンセラーを配置
- ・フリースクール等民間施設へ通う児童生徒に対する財政支援
- ・日本語指導を必要とする外国人児童生徒の学校生活への早期適応を促進するため、多文化共生サポーター（兵庫県）、国際理解サポーター（赤穂市）を派遣
- ・播磨西教育事務所「学校問題サポートチーム」による支援の依頼

～その他の取組～

- ・兵庫県教育委員会作成「教職員の勤務時間適正化先進事例集～GPH200～」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導と助言を実施
- ・教育職員の校務の効率化や児童生徒の学びの充実に向けて、生成 AI 等の活用に関する研究の促進

(2) 健康の保持増進

～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定継続（再掲）
- ・各学校における安全衛生委員会の定期的開催
- ・1箇月時間外在校等時間が月100時間超または2～6月平均80時間超の職員への産業医面談指導の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- ・心の健康づくり計画に基づき、各所属における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

心の健康づくり計画における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

(3) 取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・取組の主体となる赤穂市教育委員会と赤穂市立学校長による「赤穂市学校業務改善推進委員会」の定期開催を継続し、現状と課題の共有や有効な支援を検討する。
- ・各学校における安全衛生委員会の定期的開催（再掲）

5 今後のフォローアップ

- ・定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載や、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・学校訪問をはじめ様々な機会を捉えて、各学校に本計画の内容とその趣旨を周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実

登下校の見守りや清掃活動など様々な活動にご協力をいただきありがとうございます。

兵庫県では、子どもたちの未来に向けて、質の高い教育を実現するため

学校に
おける

働き方改革を
推進しています。

引き続き、ご理解・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

兵庫県では、まずは下記の取組を行います！

超過勤務時間が月 80 時間超の教職員をゼロにすることを最優先で目指しつつ、
すべての教職員が月 45 時間以内となることを目標とします。

参考

教職員の 1 日の勤務時間 7 時間 45 分（例 8：15～16：45 途中 45 分の休憩含む）
教職員の 1 週間の勤務時間 38 時間 45 分（7 時間 45 分 × 5 日）

保護者・地域のみなさまにご理解・ご協力いただきたいこと

01 勤務時間外の対応について

- 相談や連絡等は、教職員の勤務時間内をお願いします。
- 教職員の勤務時間外は、留守番電話等による対応になります。
- 夜間・休日を含め学校外のトラブルについては、まず警察や救急・消防等への連絡や相談をお願いします。

02 学校に関わる活動への参画について

- 学校のエデュケーショナル活動への積極的な参画をお願いします。

例えば ...

・県立学校業務支援員 ・不登校児童生徒支援員
・スクール・サポート・スタッフ ・部活動指導員 等

- 登下校の見守り、放課後から夜間や休日等の見回りに
ついて、積極的な取組をお願いします。
- 学校運営協議会等の場で、「学校の働き方改革」について
積極的に議題として取り扱っていただくようお願いします。

03 学校行事・校時表等の見直しについて

- 学校行事の意義等をふまえ、内容等を見直す場合があります。
- 教育課程や校時表を見直し、下校時間が早くなる場合があります。

04 地域行事への参加について

- 教職員も参加しやすいような内容の検討をお願いします。

05 部活動改革の推進について

- 中学校の部活動は、地域展開（地域移行・地域連携）を進めています。

詳細はこちらより
ご確認ください



- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること。
取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校がIT場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭等に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等をも促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等をも促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等をも促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画